社会福祉施設等の被災状況報告　フロー図（障がい児者関係施設・児童関係施設）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 厚生労働省 | 大阪府、政令・中核市 | 市町村（政令・中核市除く） | 社会福祉施設等 |
| ★  災害  発生 | ⑧システム上で被災状況を確認  ※施設等が入力できない場合、原則、市町村が代理入力  ①災害時情報共有システムに災害情報（台風○号、○○地震など）の登録。  対象都道府県等へシステムへの入力・報告を指示 | ⑦被災状況をシステムに入力  ⑥システムにより施設等に被災状況の報告を指示  ⑤被災状況が確認できない施設等に対する報告を指示  ④システム上で被災状況を確認  ※施設等が入力できない場合、原則、市町村が代理入力  ②システムにより施設等に被災状況の報告を指示 |  | ③被災状況をシステムに入力 |

※災害時情報共有システムが使用できない場合については、被災状況整理表にて報告

※状況に応じて⑤～⑧を繰り返し　※必要に応じて、市町村から施設等へ被災状況を確認。